

旧大池直売所行政財産使用者公募実施要領

1 趣旨

今回の公募は、矢吹町が所有する旧大池直売所（以下「本施設」という。）の建物について、有効かつ適正な利活用が見込める事業者等を公募し、本施設の利用者を選定することを目的とする。

応募にあたっては、事前に事業計画書等を提出し、町がその事業内容等を総合的に審査するプロポーザル方式により利用予定者を選定する。

なお、選定された者は、矢吹町の行政財産の利用許可に関する手続に基づき、利用許可申請を行い、町の許可を受けた上で本施設を利用するものとする。

2 本施設の概要

(1) 名称

旧大池直売所

(2) 所在地

矢吹町大池 284 番地 1（矢吹町大池公園南側駐車場内）

(3) 建物

建物面積：59.6 m²

構造：木造平屋（築年数 20 年）、上下水道設備含む

3 契約内容

(1) 契約形態

行政財産の利用許可の方法とする。行政財産の利用許可の申請は年度ごとに行う。

(2) 利用期間

利用許可期間は、許可の日から起算して 3 年以内とする。

(3) 利用料

14,850 円／月

4 参加資格

法人、団体、個人。ただし、次のいずれかに該当する者は本公募に参加することができないものとする。

(1) 本施設の利用許可を受ける能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 法人にあつては、前年度決算の貸借対照表で債務超過である者

(5) 団体にあつては、代表者、構成員及び活動目的が当該団体の規約等に定められていない団体

(6) 個人にあつては、前年の合計所得が自ら提案する利用料年額未満である者

(7) 国税及び地方税について滞納がある者

(8) 矢吹町暴力団排除条例で規定する暴力団関係者

5 使用条件

(1) 用途

人口減少や少子高齢化を背景とした本町における地域課題（人口の減少、商店の減少、地場産業の低迷、雇用機会の減少、生活インフラや地域コミュニティの維持困難等）の解決や地域活性化に資する事業で、次のテーマのいずれかに該当する事業とする。

- ① 観光・交流・情報発信に関するもの
- ② 地場産業・雇用創出に関するもの
- ③ その他、地域活性化につながると町が認めるもの

※上記の例：観光交流、飲食物販、新規事業創出、新商品開発等

(2) 規模

木造平屋建 59.6 m²

(3) 使用の制限

以下に該当する使用はできない。

- ① 公序良俗に反する使用、悪臭や騒音等による周辺環境を損なうと予想される使用
- ② 都市公園法、都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反した使用
- ③ 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物品の保管や設置
- ④ 単なる資機材等倉庫としての使用
- ⑤ その他、町が適さないと判断した用途での使用

(4) 引渡し

本施設の引渡しは、現状有姿で行う。

(5) 費用負担等

本施設使用に伴う維持管理費や光熱水費（手続きを含む）、消耗品、その他費用の一切は使用者の負担とする。また、改修等が必要な場合には、町と協議し決定する。

(6) 使用権の譲渡等の禁止

使用者は、本施設の使用許可に基づく使用権を第三者に譲渡し、又は本施設を第三者に転貸することはできない。

(7) 法令の順守

- ① 本施設使用にあたり必要な造作等については、建築基準法等関係法令を順守するものとし、必要な関係機関との調整は使用者において行うものとする。なお、造作等に必要工事費等一切の費用は、使用者の負担とする。
- ② 本施設に造作等を行う場合は、事前に町に相談し必要な手続きを確認すること。

6 実地調査及び報告

本施設の利用状況等を確認するための町職員による実地調査又は報告を求めた場合は、使用者はこれに協力しなければならない。

7 原状回復措置

使用許可期間が終了し、又は使用許可が取り消された場合において、使用者が模様替え、造作その他本施設の形質を変更していたときは、原則として使用者の責任において原状回復措置を行うものとする。ただし、町と使用者が協議し、町が認めた場合は、原状回復措置の全部又は一部を求めないことがある。

8 申込み手続き等

本公募への参加申込みにあたっての手続きは以下の方法とする。

(1) 申込み方法（持参）

申込受付期間 令和8年8月21日（金）から令和8年9月4日（金）まで

※午前8時30分から午後5時15分まで

提出先 商工観光課

(2) 申込みに必要な書類

申込みに、以下の全ての書類の提出が必要になる。

① プロポーザル参加申込書（様式1号）

※団体の場合は、代表者、構成員及び活動目的が定められた規約を添付すること

② 事業計画書（様式2号）

③ 納税証明書

ア 法人格を有する場合 法人町民税

イ 法人格を有しない場合 町民税

※本町に住所を有する場合、「町税等納入状況確認同意書」の提出により省略できるものとする。

※全ての様式が提出されない場合は、受付できない。

※提出部数は1部。

※提出された書類は、返還しない。

9 選考方法等

(1) 選考委員会

選考はプロポーザル方式で行う。有識者と矢吹町職員で構成される選考委員会が、提出された書類及び後述のプレゼンテーションについて評価項目に基づき審査を行う。

(2) 選考方法

① 町が提出書類を受理後、書類に不備はないか、参加資格を満たしているか等を確認する。

② プレゼンテーション当日は、提案者ごとに30分程度のプレゼンテーション（発表・質問）を行い、提案者が計画内容等の説明を行う。

③ 選考委員会は、評価項目に基づき審査を行い、最も適当と認められる提案者を決定する。

(3) プレゼンテーションの日時

令和8年9月11日(金) 15時～

場所 矢吹町役場第2会議室

(4) 決定等の通知

決定等の結果は、提案者に通知する。

(5) 留意事項

① 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 4「参加資格」を満たせなくなった場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 提案者が個別に選考委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合

エ 提案者がプレゼンテーションに出席しない場合

② 提案者が1者のみであっても、選考委員会において提案内容の審査を行う。

③ 選考結果についての問い合わせ及び異議申立てには応じられない。

④ 参加申込み、契約締結等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

10 契約方法等

(1) 契約方法

使用予定者として選定された者協議の上、行政財産使用開始予定日までに、行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

11 その他

(1) 本要領及び行政財産使用許可に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、矢吹町財務規則等の関連諸法令の定めるところにより処理する。

12 質疑等の受付

本要領の内容について質問等がある場合は、以下の問い合わせ先まで連絡する。

13 問合せ先

矢吹町役場 商工観光課 電話番号 42-2119

メールアドレス syoukou@town.yabuki.fukushima.jp

都市整備課 電話番号 42-2116

メールアドレス toshiseibi@town.yabuki.fukushima.jp